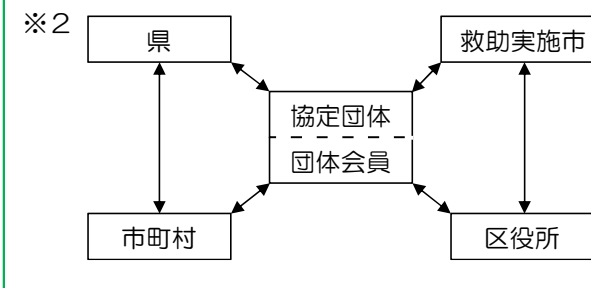
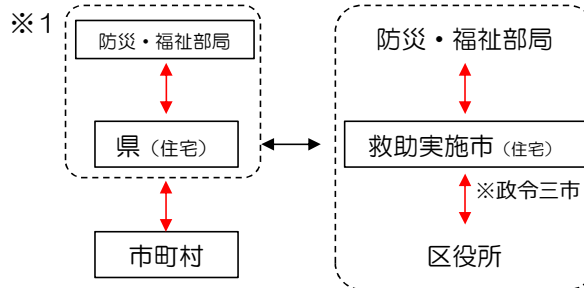


3 災害時における被災者の住まいの確保について



<現在の取り組み>

- ・首都直下型地震等の大規模災害時に、応急仮設住宅を迅速に供給できるように、行政間の体制づくり（※1）や協定団体・団体会員と行政の連携づくり（※2）を進めている。
- ・応急仮設住宅については、これまで建設型の供給体制づくりを進めてきたが、近年の大規模災害では、迅速な供給が可能な賃貸型（民間賃貸を活用）も重要な取組みとなっていることから、現在、「被災者自ら探す方式」による住宅供給の仕組みづくりを進めている。
- ・また、災害時の仮住まい等について、平時から、県民の方が具体的にイメージできるような方策を検討している。



<課題>

【災害時の仮住まい・住まいの再建に係る普及啓発】

- ・行政は、応急仮設住宅の迅速な供給体制づくりを進める一方で、平時から県民向けに、災害時の仮住まい（自助・公助）や住まいの再建に対する意識の醸成を図る必要がある。

【応急仮設住宅の供給におけるセーフティネットの構築】

- ・賃貸型応急住宅の供給にあたっては、自ら物件を探すことが困難な被災者（要配慮者）に対し、行政が関係団体等と連携してフォローする必要がある。

【行政間の連携強化】

- ・県と市町村の連携をさらに強化するために、より実践的な取組み（訓練）にシフトしていく必要がある。

2019

2020

これまでの取組 ← → 今後の取組

2021

2022～

【賃貸型応急住宅】
事務手続フローの作成

【賃貸型（自ら探す）】
団体会員（不動産店）、
市町村向け訓練

県民向けパンフレット
「神奈川の仮住まい」の作成

不動産店向けマニュアル
による制度普及

【賃貸型（自ら探せない）】
要配慮者への供給のため
居住支援協議会等との連携

〔県民への周知〕
〔市町村職員への周知〕

〔団体会員（不動産店）
への周知〕

〔居住支援協議会、
福祉部局との連携〕

【建設型応急住宅】
標準仕様・設計方針の作成

現地調査（3市町）
市町村＋協定団体

市町村、協定団体と連携した
訓練を継続実施（現地調査）

〔市町村職員、協定
団体との連携〕

【公営住宅の一時提供】
県と市町村との連携

県と県公社との
連携体制の検討

県公社との訓練

〔県公社との
連携〕

【住宅の再建相談】
事務所協会、まち協、
建築士会との連携

・相談員の育成
・金融機構との連携

〔建築士・金融機構
との連携〕

【施策の方向性】（論点）

- ・大規模災害に備えて、災害時の仮住まい（自助・公助）や住まいの再建に対する県民意識の醸成に向けた取組みを進める（普及啓発等）。
- ・災害時に住宅の確保が困難な要配慮者へのセーフティネットを、居住支援協議会や福祉部局等と連携して構築する。
- ・県・救助実施市・市町村・協定団体との連携強化（お互いの顔が見える関係の構築）を図るため、マニュアルのブラッシュアップ等を行いながら実践的な訓練を継続していく。